

1 食品安全基本法について

ここでは、食品安全委員会の業務、組織等を規定している食品安全基本法の条文のうち、専門調査会における調査審議その他専門委員の方々に関係するものについて簡単に解説いたします。

1 目的

(目的)

第1条 この法律は、科学技術の発展、国際化の進展その他の国民の食生活を取り巻く環境の変化に適確に対応することの緊要性にかんがみ、食品の安全性の確保に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び食品関連事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにするとともに、施策の策定に係る基本的な方針を定めることにより、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進することを目的とする。

(解説)

本法の立法目的は、科学技術の発展、国際化の進展といった国民の食生活を取り巻く環境の変化に適確に対応することの緊要性にかんがみ、食品の安全性の確保に関して基本理念とこれに基づく基本的な施策の枠組みを新たに構築することにより、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進することです。

2 リスク分析手法の導入

(食品健康影響評価の実施)

第11条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある生物学的、化学的若しくは物理的な要因又は状態であって、食品に含まれ、又は食品が置かれるおそれがあるものが当該食品が摂取されることにより人の健康に及ぼす影響についての評価（以下「食品健康影響評価」という。）が施策ごとに行われなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 当該施策の内容からみて食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき。
 - 二 人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき。
 - 三 人の健康に悪影響が及ぶことを防止し、又は抑制するため緊急を要する場合で、あらかじめ食品健康影響評価を行ういとまがないとき。
- 2 前項第3号に掲げる場合においては、事後において、遅滞なく、食品健康影響評価が行われなければならない。
 - 3 前二項の食品健康影響評価は、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて、客観的かつ中立公正に行われなければならない。

(解説)

ア 本条は、リスク分析手法のうち、リスク評価に相当する健康への悪影響についての科学的評価（食品健康影響評価）について定めるものであり、食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、原則として「食品健康影響評価」が施策ごとに行われなければならないことを規定するものです。

イ 評価は、その時点の水準の科学的知見に基づいて、客観的かつ中立公正に行われなければならない。

この科学的客観性を担保するため、内閣府に有識者からなる食品安全委員会を設置し、国における食品健康影響評価を一元的に行うこととしています。

ウ 第1項ただし書では、食品健康影響評価の実施の例外について規定しています。

- ① 当該施策の内容からみて食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき。

ex 1) 危害要因とは直接には関係がなく、食品健康影響評価の結果を反映して策定することができない施策

- ・ 食品衛生検査施設に備えるべき機械器具の設定
- ・ 食品衛生監視員の資格の認定

- 2) 食品健康影響評価の結果に基づいて行われる行政対応を担保するために策定される施策

- ・ 食品健康影響評価の結果を踏まえて策定された基準等に違反した場合の廃棄命令、許可の取消し

- ② 人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき。

ex. ・ 腐敗していることや食中毒の原因となる有害物質を含むことが明らかな食品の販売等を禁止する場合

・有毒・有害物質が含まれており、通例、人の健康を損なうと考えられる器具の販売等を禁止する場合

- ③ 人の健康に悪影響が及ぶことを防止し、又は抑制するため緊急を要する場合で、あらかじめ食品健康影響評価を行ういとまがないとき。

※ この場合の措置は、あくまでも緊急時における暫定的な措置に止まるべきものであることから、本法においては、事後の合理的期間内に、食品健康影響評価が行われなければならない（第2項）、かつ、その結果に基づき、改めて施策の策定を行わなければならないこととしています。

（国民の食生活の状況等を考慮し、食品健康影響評価の結果に基づいた施策の策定）

第12条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、食品を摂取することにより人の健康に悪影響が及ぶことを防止し、及び抑制するため、国民の食生活の状況その他の事情を考慮するとともに、前条第1項又は第2項の規定により食品健康影響評価が行われたときは、その結果に基づいて、これが行わなければならない。

（解説）

本条は、いわゆるリスク分析手法の3要素のうち「リスク管理」に対応する規定であり、健康への悪影響を防止・抑制するための行政的対応について定めるものです。

その中で、食品健康影響評価が行われたときは、その結果に基づいて施策が策定されなければならない旨を明記し、「評価結果に基づく管理の実施」というリスク評価とリスク管理の関係を明らかにしています。

ただし、食品健康影響評価があくまでも科学的知見に基づく評価であるのに対して、リスク管理は、社会・経済活動の規制等を伴う行政的対応であり、科学的知見以外の諸事情も考慮した上で措置の内容を定めるべきものであることから、「国民の食生活の状況その他の事情」を考慮して施策の策定を行うこととしています。

3 委員会の所掌事務

(所掌事務)

第23条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 第21条第2項の規定により、内閣総理大臣に意見を述べること。
- 二 次条の規定により、又は自ら食品健康影響評価を行うこと。
- 三 前号の規定により行った食品健康影響評価の結果に基づき、食品の安全性の確保のため講ずべき施策について内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告すること。
- 四 第2号の規定により行った食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況を監視し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告すること。
- 五 食品の安全性の確保のため講ずべき施策に関する重要事項を調査審議し、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に意見を述べること。
- 六 第2号から前号までに掲げる事務を行うために必要な科学的調査及び研究を行うこと。
- 七 第2号から前号までに掲げる事務に係る関係者相互間の情報及び意見の交換を企画し、及び実施すること。
- 八 関係行政機関が行う食品の安全性の確保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換に関する事務の調整を行うこと。

2 委員会は、前項第2号の規定に基づき食品健康影響評価を行ったときは、遅滞なく、関係各大臣に対して、その食品健康影響評価の結果を通知しなければならない。

3 委員会は、前項の規定による通知を行ったとき、又は第1項第3号若しくは第4号の規定による勧告をしたときは、遅滞なく、その通知に係る事項又はその勧告の内容を公表しなければならない。

4 関係各大臣は、第1項第3号又は第4号の規定による勧告に基づき講じた施策について委員会に報告しなければならない。

(委員会の意見の聴取)

第24条 関係各大臣は、次に掲げる場合には、委員会の意見を聴かなければならない。ただし、委員会が第11条第1項第1号に該当すると認める場合又は関係各大臣が同項第3号に該当すると認める場合は、この限りでない。

一～十四 （略）

- 2 関係各大臣は、前項ただし書の場合（関係各大臣が第11条第1項第3号に該当すると認めた場合に限る。）においては、当該食品の安全性の確保に関する施策の策定の後相当の期間内に、その旨を委員会に報告し、委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 第1項に定めるもののほか、関係各大臣は、食品の安全性の確保に関する施策を策定するため必要があると認めるときは、委員会の意見を聴くことができる。

（解説）

委員会の所掌事務は、第23条第1項各号に規定されているとおり多岐にわたるものですが、主な内容は、①食品健康影響評価の実施、②評価結果に基づいた行政的対応の確保、③リスクコミュニケーションの推進 ④食品安全行政全般についての意見具申、の4点です。

（1）食品健康影響評価の実施

ア 委員会の業務の中心をなすのは、食品健康影響評価を行うことです。

委員会は、関係各大臣からの諮問に応じ、又は自らの発意により、食品健康影響評価を行います（第23条第1項第2号）。

このうち、関係各大臣からの諮問については第24条に規定されていますが、便宜上「必要的諮問事項」と「任意的諮問事項」の2種類に区分することが可能です。

イ 必要的諮問事項とは、第24条第1項各号に規定されている事項であり、関係各大臣は、これらの施策の策定に当たっては、原則として、あらかじめ委員会による食品健康影響評価を受けなければいけません。これは、委員会による評価が行われることを制度的に担保しようとの趣旨によるものです。

ウ 必要的諮問事項であっても、委員会による評価を受けることなく施策の策定を行うことのできる場合として2つの場合が規定されています（第24条第1項ただし書）。これは、食品健康影響評価の実施について規定した第11条第1項ただし書の規定に対応したものです。

その第1は、施策の内容からみて評価を行うことが明らかに不要と委員会が判断した場合です。

具体的には、委員会において判断することとなりますが、例えば、根拠法の条項移動等に伴う形式的な省令改正を行う場合や、我が国の食生活が

らみて明らかに非食用に分類される動物用の医薬品の承認を行う場合などが想定されます。

第2は、関係各大臣が、緊急を要するため、あらかじめ評価を行ういとまがないと認めた場合です。ただし、この場合には、相当の期間内に、その旨を委員会に報告し、委員会の評価を受けなければならないとされています（第24条第2項）。これは、第11条第2項の規定に対応したものです。

エ 任意的諮問事項は、必要的諮問事項以外の場合において、関係各大臣が必要と判断したときに委員会に諮問する事項です（第24条第3項）。食品の安全性の確保に関する施策は多岐にわたるものであり、評価の対象を必要的諮問事項に限定することは適当でないことから、この規定が設けられています。

オ 委員会は、諮問によることなく自らの発意で食品健康影響評価を実施することができます。この場合の評価対象は、第24条第1項各号に規定する事項に限られるものではなく、その性格上評価になじまない事項を除き、広く評価対象とすることが可能です（第23条第1項第2号）。

カ 評価の結果については、評価結果に基づいた行政的対応を確保するとともに、リスクコミュニケーションの推進を図る等の観点から、関係各大臣に通知するとともに、公表することとしています（第23条第2項及び第3項）。

（2）評価結果に基づいた行政的対応の確保

委員会の業務の中心は、食品健康影響評価の実施ですが、関係各省において評価結果に基づいた行政的対応が適切に行われることを確保していくことも、委員会の重要な役割です。

このため、本法においては、評価結果の通知・公表に加えて、委員会に2種類の勧告権を付与しています。

第1は、評価結果に基づき、講ずべき施策について関係各大臣に対して行う勧告です（第23条第1項第3号）。この勧告は、評価結果に基づき、委員会が必要と認める行政的対応が関係各省において実施されるよう提言するものです。

第2は、評価結果に基づいて採られた施策の実施状況を監視し、必要があると委員会が認めるときに行う勧告です（第23条第1項第4号）。

これは、委員会は、評価を行った後のリスク管理の実施状況をモニタリングし、より適切な措置がとられるように提言する役割も担うべきとの趣旨を

体現したものです。

これらの勧告は、その実効性の確保等の観点から、内閣総理大臣を通じて関係各大臣に対して行うこととしています。また、勧告の内容を公表するとともに、関係各大臣は、勧告に基づき講じた施策について委員会に報告することとされています。

本法においては、これらの権限を委員会に付与することにより、評価結果に基づいた行政的対応が適切に行われることを確保していくこととしています。

(3) リスクコミュニケーションの推進

委員会は食品健康影響評価等の業務を行うに際しては、第13条の趣旨を体して、幅広く国民の意見を聴取した上で評価対象の優先順位を決定するとともに、評価の結果を国民に分かりやすく説明しその内容の正確な理解を促進する等、幅広く関係者との情報や意見の交換を図りつつ業務を実施することが重要です。

また、本法に基づき、委員会だけでなくリスク管理機関においても施策の策定に当たってリスクコミュニケーションを行うこととなりますが、その実効性を高めるためには、個別各省における取組だけでなく、政府全体として、総合的にリスクコミュニケーションに取り組んでいく必要があります。

こうした観点から、委員会は、自らの業務に関して関係者との情報や意見の交換を行う（第23条第1項第7号）とともに、さらに加えて、関係行政機関が行う情報や意見の交換に関する事務の調整を行う旨を規定し（第23条第1項第8号）、委員会が、自らリスクコミュニケーションに取り組むとともに、政府全体としての総合的なリスクコミュニケーションにおいて中心的役割を担うことを明らかにしています。

(4) 食品安全行政全般についての意見具申

委員会は、食品の安全性の確保に関して優れた識見を有する7名の委員によって構成される機関であり（第28条）、今後の食品安全行政の推進に際しては、委員が有する専門家としての高い識見を活用していくことが適当です。

このような観点から、本法においては、委員会の所掌事務として、次の2つの事務を位置付けています。

- ① 第21条の基本的事項の策定に当たって、内閣総理大臣に対して意見を述べること（第23条第1項第1号）。

基本的事項は、第11条から第20条までに規定する、いずれも食品の

安全性の確保を図る上で重要な事項について定めるものであるため、委員会の意見を聴くことにより、委員の高い識見を活用しつつ策定することとしています。

- ② 食品の安全性の確保のため講ずべき施策に関する重要事項を調査審議し、必要があると認めるときに、関係行政機関の長に対して意見を述べること（第23条第1項第5号）。

この意見具申は、勧告と異なり、食品健康影響評価を実施した案件に限定されるものではなく、例えば、緊急時において、直ちに行うべき措置について委員会が意見具申を行うこと等も含まれます。

4 委員会の権限

（資料の提出等の要求）

第25条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

（解説）

委員会が、その任務である食品健康影響評価や同評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況の監視を行うに当たっては、関係行政機関が保有する資料、情報等を把握することが有効である場合が少なくありません。

本条は、関係行政機関が保有する資料、情報等を把握することを制度的に担保するとの観点から、委員会が、関係行政機関の長に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる旨を規定するものです。

5 専門委員

（専門委員）

第36条 委員会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任

されるものとする。

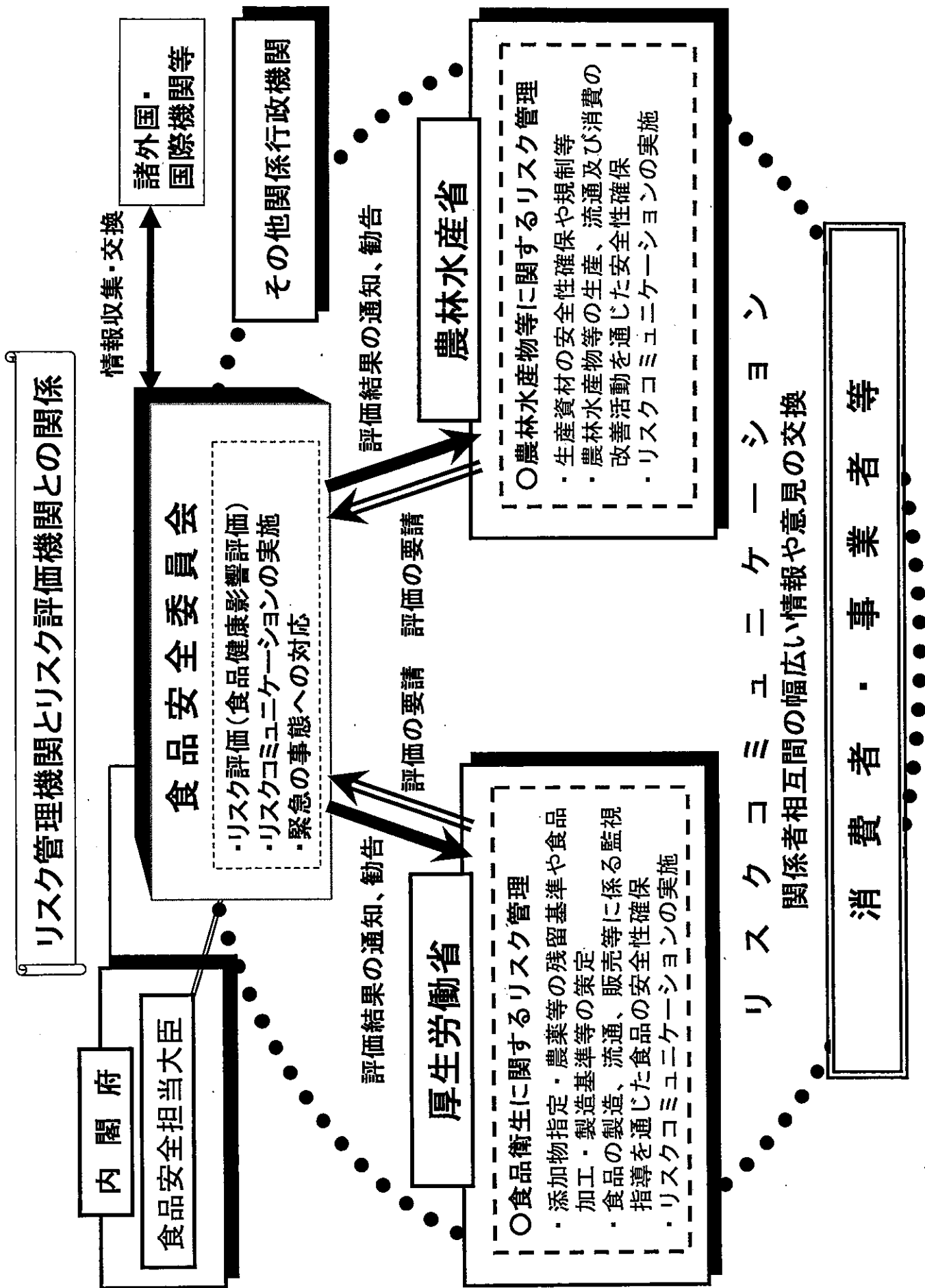
4 専門委員は、非常勤とする。

(解説)

委員会の所掌事務は、食品健康影響評価の実施、リスクコミュニケーションの推進等、食品の安全性の確保に関する幅広い分野を対象とするものです。

このため、委員をサポートし、委員会の業務の円滑かつ適切な処理を期するため、学識経験のある者を専門委員に任命し、専門の事項を調査審議させることができることとしています。

専門委員の具体的な職務としては、委員会の下に設けられる各種の専門調査会に参画し、委員会の運営の企画、リスクコミュニケーション、個別事項に係る食品健康影響評価等について調査審議を行うことを想定しています。



食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項のポイント

1. 食品健康影響評価の実施 (法第11条関係)

- ・評価の円滑な実施を図るための手順を明確化(必要なデータに関する指針の作成等)
- ・評価結果を公表・解説

2. 国民の食生活の状況等を考慮し、食品健康影響評価の結果に基づいた施策の策定 (法第12条関係)

- ・国民の健康の保護が最も重要という基本的認識の下に、国民の食生活の状況、国際貿易ルールとの整合性、措置の実行可能性・費用等を考慮して施策を策定
- ・食品の安全性の確保を図るために必要な規格・基準を整備
- ・規格・基準等が遵守されるよう、監視・指導・調査を実施

3. 情報及び意見の交換の促進 (法第13条関係)

- ・食品安全委員会・リスク管理機関において、リスクコミュニケーションを促進
- ・政府全体として、望ましいリスクコミュニケーションの在り方を検討

4. 緊急の事態への対処等に関する体制の整備等 (法第14条関係)

- ・食品安全担当大臣は、緊急事態に際し、政府全体として総合的に対処する必要があると認める場合には、関係大臣との協議を行い、必要に応じ、緊急対策本部を設置
- ・緊急時対応マニュアルを作成

5. 関係行政機関の相互の密接な連携 (法第15条関係)

- ・食品安全委員会・リスク管理機関間の連携を確保するため、関係府省連絡会議を開催するとともに、連携・政策調整の具体的な手法について、取極めを締結・公表
- ・地方公共団体を含むリスク管理機関相互間の連携を強化

6. 試験研究の体制の整備等 (法第16条関係)

- ・最新の科学的知見に対応し得る試験研究の体制を整備するとともに、研究成果の普及のための取組、研究者の養成・確保のための取組の推進、食品安全委員会と試験研究機関との十分な意思疎通

7. 国の内外の情報の収集、整理及び活用等 (法第17条関係)

- ・食品安全委員会において、一元的な情報収集を行うとともに、情報のデータベース化を図ることにより、情報を有効かつ適切に活用
- ・関係行政機関相互の連携により、国民に対し、適切かつわかりやすく情報を提供

8. 表示制度の適切な運営の確保等 (法第18条関係)

- ・関係省共同で食品の表示に関する改善方策等を検討、関係省における相談体制の連携を強化、違反に対する監視・指導・取締りを強化

9. 食品の安全性の確保に関する教育、学習等 (法第19条関係)

- ・食品の安全性の確保に関する広報活動、学校教育等における取組を推進

10. 環境に及ぼす影響の配慮 (法第20条関係)

- ・食品供給行程の各段階における環境に対する負荷を低減するための取組を推進(廃棄物・容器包装ごみの発生の抑制等)

2 専門調査会の調査審議について

食品安全委員会の運営に関し必要な事項は、食品安全委員会令第4条の規定により、委員長が食品安全委員会に諮って定めることとされています。専門調査会の調査審議の手順、組織及び運営、留意事項等についても、食品安全委員会における累次の決定により、以下のとおりとなっています。

第1 食品健康影響評価に関する調査審議の手順（P 14 参照）

- 1 リスク管理機関から諮問を受けた場合、食品安全委員会は、諮問の内容についてリスク管理機関から説明を受け、審議を行った上で、専門調査会に対し、専門の事項に関して調査審議を依頼します。

食品安全委員会自ら食品健康影響評価が必要と判断した事項についても、同様に審議を行った上で、専門調査会に対し、専門の事項に関して調査審議を依頼します。

- 2 専門調査会は、食品安全委員会における審議を踏まえて調査審議を行い、評価書案を取りまとめます。
- 3 評価書案については、「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項」において、「原則として国民からの意見募集を行うとともに、出された意見及びそれへの対応を公表する」となっています。この意見募集は、現在は原則4週間程度行っています。
- 4 食品安全委員会は、専門調査会から調査審議の結果について報告を受け、これを基に審議を行い、評価結果を決定して関係するリスク管理機関に通知します。

第2 組織及び運営の一般原則（P 15 参照）

食品安全委員会専門調査会運営規程は、専門調査会の設置及びその所掌事務のほか、専門調査会の組織及び運営について次のように定めています。

- ① 各専門調査会に属すべき専門委員は委員長が指名すること
- ② 専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により選任すること
- ③ 座長は専門調査会の事務を掌理し、会議の議長となること
- ④ 座長に事故があるときその職務を代理する者（座長代理）を、当該専門調査会に属する専門委員のうちから座長があらかじめ指名すること

第3 調査審議に当たって特に留意すべき事項

1 利害関係者の除斥（P 18 参照）

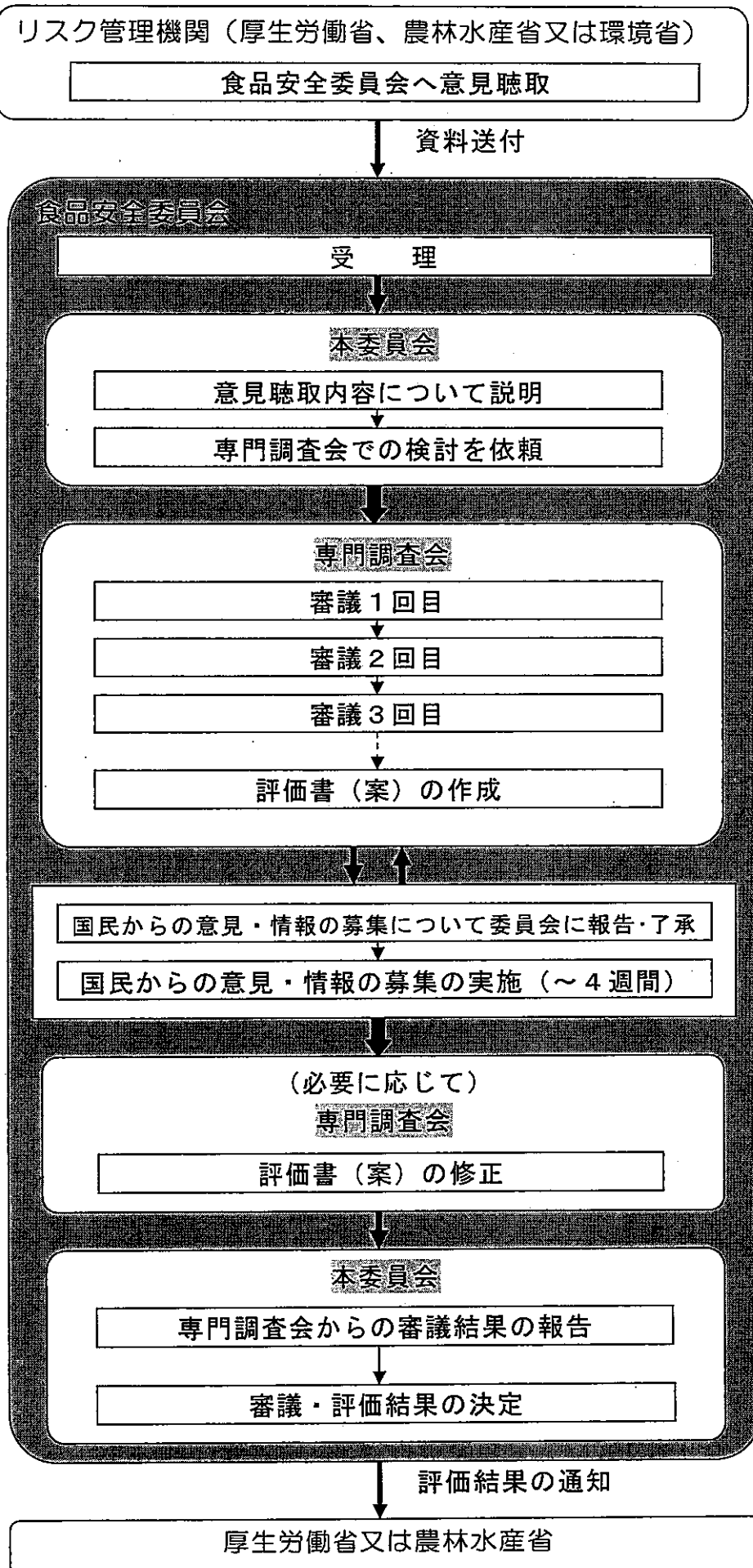
専門調査会における調査審議の対象となる食品又は危害要因に係る許認可等について、審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係を有する専門委員は、「食品安全委員会における調査審議方法について」に基づき、専門調査会の判断により調査審議から除斥（調査審議の会場からの退室、発言の制限等）されます。

2 調査審議の公開（P 19 参照）

専門調査会については、「食品安全委員会の公開について」に基づき、その調査審議の結果、意見等が公開されるほか、会議、議事録、提出資料等も、個人の秘密、企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがある場合を除き、原則として公開されることになっています。

① 個別品目（案件）の審議手順について

※ 個別品目（案件）の審議手順については原則として以下に沿って行うものとする。



② 食品安全委員会専門調査会運営規程

(平成15年7月9日食品安全委員会決定)

(総則)

第1条 食品安全委員会の専門調査会の設置、会議並びに議事録の作成等については、この規程の定めるところによる。

(専門調査会の設置)

第2条 委員会に次に掲げる専門調査会を置くほか、別表に掲げる専門調査会を置く。

- 一 企画専門調査会
- 二 リスクコミュニケーション専門調査会
- 三 緊急時対応専門調査会

2 専門調査会は、専門委員により構成し、その属すべき専門委員は、委員長が指名する。

3 専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により選任する。

4 座長は、当該専門調査会の事務を掌理する。

5 座長に事故があるときは、当該専門調査会に属する専門委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(専門調査会の所掌)

第3条 企画専門調査会は、食品安全委員会の活動に関する年間計画、基本的事項等を調査審議する。

2 リスクコミュニケーション専門調査会は、委員会が行うリスクコミュニケーション及び関係行政機関が行うリスクコミュニケーションの調整に関する事項について調査審議する。

3 緊急時対応専門調査会は、重大な食品事故等緊急時における対応のあり方等に関する事項について調査審議する。

4 別表の左欄に掲げる専門調査会の所掌は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

(議事録の作成)

第4条 専門調査会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した専門委員の氏名
- 三 議題となった事項
- 四 審議経過
- 五 審議結果

(専門調査会の会議)

第5条 座長（座長に事故があるときはその職務を代理する者。以下同じ。）は、専門調査会の会議を招集し、その議長となる。

2 委員は、専門調査会に出席することができる。

3 座長は、必要により、当該専門調査会に属さない専門委員あるいは外部の者に対し、専門調査会に出席を求めることができる。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、専門調査会の運営に関し必要な事項は、座長が専門調査会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成15年7月9日から施行する。

別表

添加物専門調査会	添加物の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。
農薬専門調査会	農薬の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。
動物用医薬品専門調査会	動物用医薬品の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。
器具・容器包装専門調査会	器具・容器包装の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。
化学物質専門調査会	化学物質（他の専門調査会の所掌に属するものを除く）の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。
汚染物質専門調査会	汚染物質の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。
微生物専門調査会	微生物（ウイルスを除く）の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。
ウイルス専門調査会	ウイルスの食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。
プリオン専門調査会	プリオンの食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。
かび毒・自然毒等専門調査会	かび毒・自然毒等の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。
遺伝子組換え食品等専門調査会	遺伝子組換え食品等の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。
新開発食品専門調査会	新開発食品の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。
肥料・飼料等専門調査会	肥料・飼料等の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。

③ 食品安全委員会における調査審議方法等について (平成15年10月2日食品安全委員会決定)

最終改正 平成15年11月13日食品安全委員会決定

- 1 組換えDNA技術応用食品、農薬、添加物、動物用医薬品、特定保健用食品、飼料添加物、肥料等の審査申請者からの依頼等により申請資料等の作成に協力した者（以下「申請資料等作成者」という。）である委員又は専門委員が含まれている場合には、食品安全委員会及び専門調査会における調査審議及び議決は、次によるものとする。
 - (1) 申請者から申請資料等作成者のリストの提出を受け、申請資料等作成者に該当する委員又は専門委員がある場合には、委員長又は専門調査会の座長は、当該調査審議開始の際、その氏名を報告する。
 - (2) 申請資料等作成者である委員又は専門委員は、当該調査審議又は議決が行われている間、調査審議の会場から退室する。

ただし、当該委員又は専門委員の発言が特に必要であると委員会又は専門調査会が認めた場合に限り、当該委員又は専門委員は、出席し、意見を述べるができるが、議決には参加できない。
- 2 組換えDNA技術応用食品、農薬、添加物、動物用医薬品、特定保健用食品、飼料添加物、肥料等の審査申請者からの依頼等によらずに作成された資料であって提出資料として利用されたものの作成に協力した者（以下「利用資料作成者」という。）である委員又は専門委員が含まれている場合には、食品安全委員会及び専門調査会における調査審議及び議決は、次によるものとする。
 - (1) 申請者から、利用資料作成者のリストの提出を受け、利用資料作成者に該当する委員又は専門委員がある場合には、委員長又は専門調査会の座長は、当該調査審議開始の際、その氏名を報告する。
 - (2) 利用資料作成者である委員又は専門委員は、当該資料については発言することができない。ただし、当該委員又は専門委員の発言が特に必要であると委員会又は専門調査会が認めた場合に限り、当該委員又は専門委員は意見を述べることができる。
- 3 1及び2の場合の他、審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係（例えば、委員又は専門委員が、①申請資料等作成者には該当しないが、資料作成に関係していた場合、②当該申請者から研究費を受けている場合、③当該申請者の役員等に就任していた、又は就任している場合）を有する委員又は専門委員は、委員長又は専門調査会の座長に申し出るものとする。この場合の審議及び議決については、1の(2)と同様とする。
- 4 以上の場合においては、その旨を議事録に記録するものとする。

④ 食品安全委員会の公開について (平成15年7月1日食品安全委員会決定)

1 委員会の活動状況の公開について

委員会の開催予定に関する日時、開催場所等については、公開する。

2 会議の公開について

委員会は原則として公開とする。ただし、公開することにより、委員の自由な発言が制限され公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、又は、個人の秘密、企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合については、非公開とする。

3 議事録等の公開について

- (1) 委員会の議事録については、個人の秘密、企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合を除き、公開する。
- (2) 非公開で開催された会議の議事録の公開に際しては、暫定的に発言者氏名を除いた議事録を公開し、さらに会議の開催日から起算して3年経過後に発言者氏名を含む議事録を公開する。

4 諮問、勧告、評価結果、意見等及び提出資料の公開について

- (1) 委員会の諮問、勧告、評価結果、意見等については公開する。
- (2) 委員会の提出資料については、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人の秘密、企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがあるものについては、非公開とする。

5 その他

- (1) 専門調査会に関しても、原則として委員会と同様の扱いとする。
- (2) その他、委員会の公開に関し必要な事項については、委員長が定めることとする。